

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和4年5月6日

法務大臣 古川 穎久 殿

経済産業大臣 萩生田 光一 殿



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

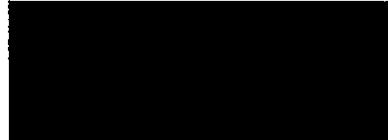
1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社はAIによる契約書等審査サービスを新規事業として検討している。当社の新サービス（以下「AI契約審査サービス」という）では、下記の方法により、ユーザーの契約書その他の文書（以下「契約書等」という）の記載を加味し、具体的な事例に応じて、当該契約書等についてのアドバイス等をAIにより行うことにより差別化を図りたいと考えている。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

そこで当社の開発する個別の事案に対応可能なAIによる審査機能を付与することにより、新規の市場を開拓可能である。

【需要獲得見込み】



### 3. 新事業活動及びこれに関する事業活動の内容

#### (1) 事業実施主体

- ① サービス提供事業者：当社
- ② サービス利用者：当社 AI 契約審査サービスのユーザー

#### (2) 事業概要

##### ① 事業の流れ

当社が想定している事業の流れは以下の通りである。

- (a) 当社が開設する web サイト上で、サービス希望者と当社にて利用契約書を締結する。
- (b) サービス希望者は契約締結後所定の料金を当社に対して支払うと AI 契約審査サービスのユーザーとなる。
- (c) ユーザーは、AI 契約審査サービスの中で提供されるアプリ上に自ら法務審査を依頼したい契約書等をアップロードする。
- (d) アップロードされた契約書等に対して、当社が AI 契約審査サービスを提供する。

##### ② AI 契約審査サービスの態様

[REDACTED] 以下のような特徴で AI 契約審査サービスを運用する。

##### (A) AI 契約審査サービスの機能

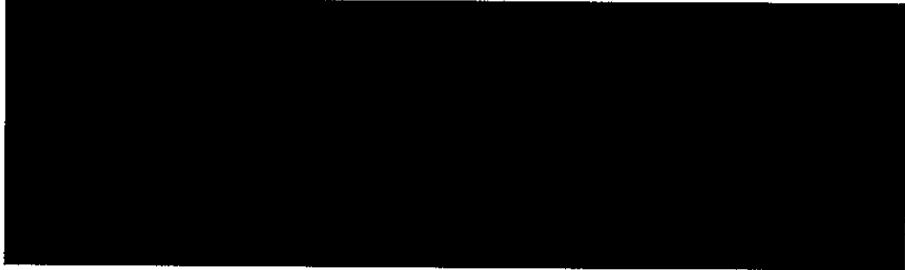
当社が提供する AI 契約審査サービスの機能は、以下のとおりである。なお、当該機能はあくまでも当社又はユーザーが作成する予定である基準に基づいて機械的にチェック項目との対比がなされるだけであり、ユーザーに対して指摘事項の法的正確性を担保するものではない。

##### (a) 法的有利不利判定（当社設定基準）

当社は、一般的な法的議論を元に又は外部の法律事務所に依頼して、一定の条項、用語又は条件等について、ユーザーにとって法律的な観点から有利であるか不利であるかを設定して基準とする。当社は、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載につき、AI を用いて自動的かつ機械的に当該基準を適用した上で、当社が法律的な観点から設定した当該基準に従って、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載が、ユーザーにとって有利であるか不利であるかを、AI を用いて自動的かつ機械的に指摘する。

（具体例のイメージ）





(b) 法的有利不利判定（ユーザー設定基準）

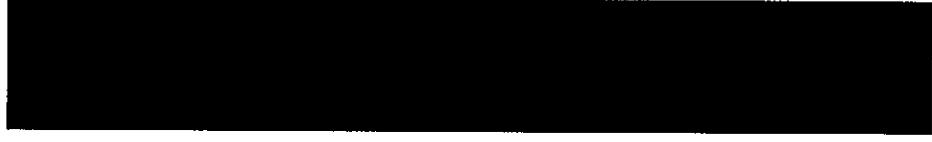
ユーザーは、独自に、一定の条項、用語又は条件等について、ユーザーにとって法律的な観点から有利であるか不利であるかを設定して基準とすることができます。当社は、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載につき、AIを用いて自動的かつ機械的に当該基準を適用した上で、ユーザーが法律的な観点から独自に設定した当該基準に従って、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載が、ユーザーにとって有利であるか不利であるかを、AIを用いて自動的かつ機械的に指摘する。

（具体例のイメージ）  


(c) 法的リスク判定 

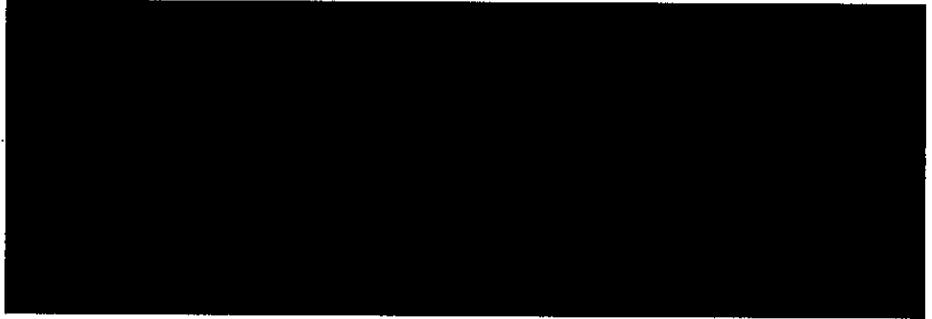
 当社  
は、ユーザーにより当社のサービス上にアップロードされた契約書につ  
き、 判定  
された法的リスクの結果を、当社のサービス上に表示する。

（具体例のイメージ）  

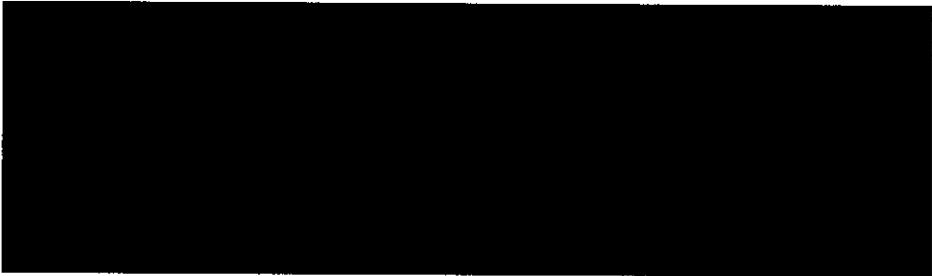
(d) 法的修正文言提案（当社設定基準）

当社は、一般的な法的議論を元に又は外部の法律事務所に依頼して、一定の条項、用語又は条件等について、法律的な観点から修正を検討すべき箇所及び修正文言の文案を設定して基準とする。当社は、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載につき、AIを用いて自動的かつ機械的に当該基準を適用した上で、当社が法律的な観点から設定した当該基準に従って、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載に対して、修正を検討すべき箇所及び修正文言の文案についてユーザーに検討を促す旨を、AIを用いて自動的かつ機械的に表示する。

（具体例のイメージ）  


(e) 法的修正文言提案（ユーザー設定基準）

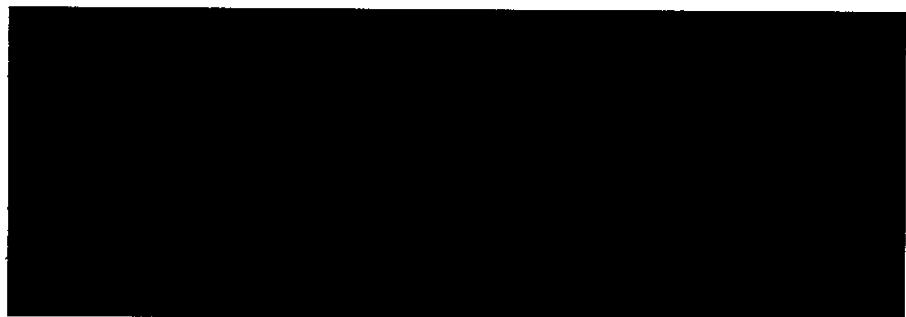
ユーザーは、独自に、一定の条項、用語又は条件等について、法律的な観点から修正を検討すべき箇所及び修正文言の文案を設定して基準とすることはできる。当社は、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載につき、AIを用いて自動的かつ機械的に当該基準を適用した上で、ユーザーが法律的な観点から独自に設定した当該基準に従って、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載に対して、修正を検討すべき箇所及び修正文言の文案についてユーザーに検討を促す旨を、AIを用いて自動的かつ機械的に表示する。

（具体例のイメージ）  


(f) 法的留意事項提案（当社設定基準）

当社は、一般的な法的議論を元に又は外部の法律事務所に依頼して、一定の条項、用語又は条件等について、法律的な観点から留意すべき事項を設定して基準とする。当社は、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載につき、AI を用いて自動的かつ機械的に当該基準を適用した上で、当社が法律的な観点から設定した当該基準に従って、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載に対して、留意すべき事項についてユーザーに検討を促す旨を、AI を用いて自動的かつ機械的に表示する。

(具体例のイメージ)



(g) 法的留意事項提案（ユーザー設定基準）

ユーザーは、独自に、一定の条項、用語又は条件等について、法律的な観点から留意すべき事項を設定して基準とすることができる。当社は、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載につき、AI を用いて自動的かつ機械的に当該基準を適用した上で、ユーザーが法律的な観点から独自に設定した当該基準に従って、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載に対して、留意すべき事項についてユーザーに検討を促す旨を、AI を用いて自動的かつ機械的に表示する。

(具体例のイメージ)

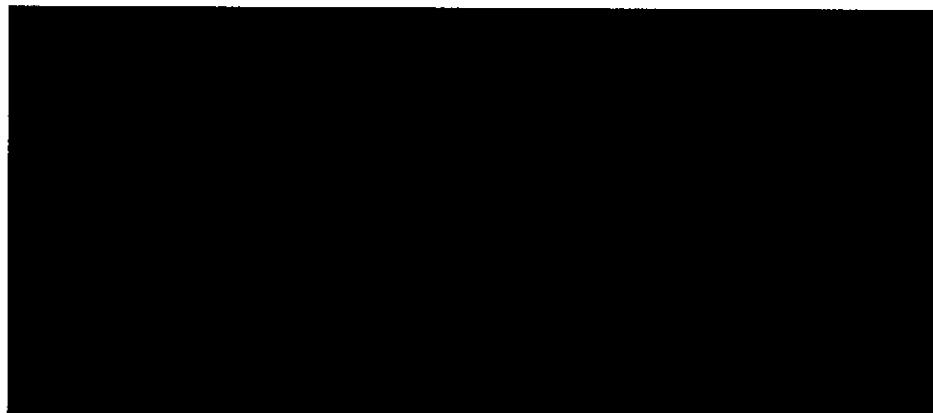


(h) リスクスコア表示（当社設定基準）

当社は、一般的な法的議論を元に又は外部の法律事務所に依頼して、一定の条項、用語又は条件等について、法的なリスクを数値化し、リスクスコアを設定して基準とする。当社は、ユーザーによりアップロードさ

れた契約書等内の記載につき、AIを用いて自動的かつ機械的に当該基準を適用した上で、当社が法律的な観点から設定した当該基準に従って、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載について、リスクスコアを、AIを用いて自動的かつ機械的に算出した上で表示する。当該契約書等を変更した場合には、変更後の契約書等に合わせてリスクスコアの変更も表示する。

(具体例のイメージ)



(i) リスクスコア表示（ユーザー設定基準）

ユーザーは、独自に、一定の条項、用語又は条件等について、法的なりスクを数値化し、リスクスコアを設定して基準とすることができる。当社は、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載につき、AIを用いて自動的かつ機械的に当該基準を提供した上で、ユーザーが法律的な観点から独自に設定した当該基準に従って、ユーザーによりアップロードされた契約書等内の記載について、リスクスコアを、AIを用いて自動的かつ機械的に算出した上で表示する。当該契約書等を変更した場合には、変更後の契約書等に合わせてリスクスコアの変更も表示する。

(具体例のイメージ)



(B) 実現方式

上記(A)「AI契約審査サービスの機能」の実現方式は概要以下の通りである。

- (i) 当社又はユーザーが、特定の条項及び用語並びに一定の条件が存在する場合に、法律的な観点から、一定の確認事項、修正文言、有利不利基準、解説事項等を登録し、基準化することができるようとした上で、ユーザーがアップロードした契約書等に対して、AI技術を用いて自動的かつ機械的に、当該基準を適用できるようにする。
- (ii) 当社又はユーザーが法律的な観点から設定した有利不利基準に基づき、当社は当社内で設定した計算方法に従って数値化を行い、基準点からの増減を行った数字を表示することにより、一定のリスクの目安として、契約書等につきリスクスコアを表示する。
- (iii) (A)(c)法的リスク判定 [REDACTED] については、当社の提供するサービスに、[REDACTED]  
[REDACTED]
- (iv) ユーザーは、当社のサービス内でアップロードした契約書等に紐づける形で、上記(i)乃至(iii)の結果を確認し、契約書等の確認に使用することができる。

### (3) 新事業活動を実施する場所

[REDACTED]

## 4. 新事業活動及びこれに関する事業活動の実施時期

[REDACTED] サービス発表、開発開始

## 5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

### 弁護士法第72条本文

「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」

## 6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

弁護士法第72条本文は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件

その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」と規定するところ、AI 契約審査サービスは、同条本文に規定するその他一般の法律事件に関して鑑定…その他の法律事務を取り扱うことには当たらないことを確認したい。

<当社の考え方>

(1) 弁護士法第 72 条本文は①弁護士又は弁護士法人でない者が、②報酬を得る目的で、③訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して、④鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを、⑤業とすること、を禁止している。

この点、当社としては、AI 契約審査サービスは、以下のとおり、③「法律事件」を扱うものではなく、④「鑑定」又は「その他の法律事務」を行うものでもないと考えている。

なお④「鑑定」は、一般に「他人の」法律事件を「鑑定」することが要件であるとされている。そこで、以下では、③「法律事件」並びに④「鑑定」、「その他の法律事務」及び「他人性」の各該当性について記述する。

(2) 「法律事件」とは、紛議の生じる可能性のある案件又は、法律関係や権利義務を変更する案件をいうものとされている。

この点、当社の AI 契約審査サービスは、ユーザーによる契約書等の作成及び変更を単に補助するものであり、当事者間の紛争や権利義務の変更に直接関与するものではない。また、当社の AI 契約審査サービスは、権利関係に関する契約書等を扱いはするが、あくまで審査内容は一般に市販されている出版書籍の Q&A 集及びユーザーが社内に保有する契約書レビューに関するノウハウ及びプレイブックの内容（以下「Q&A 集等」という。）をより迅速かつ簡易に参照することを可能にしたものに過ぎず、Q&A 集等が事例ごとの法的対処方法を指南するのと同様に指針として示すものに過ぎない。従って、紛争事項について、法律関係や権利義務を変更するものでも変更を促すものでもない。

(3) 「鑑定」とは、個別具体的な事案に関する法令の適用及び解釈を行う行為をいうが、当社の AI 契約審査サービスは、ユーザーの入力のみに基づいて、あらかじめ定められた結果を返すものである。

また、当社のサービスの差別化要因である個別の事案に対する審査は、原則あくまで当社又はユーザーが作成する予定である基準に基づいて機械的にチェック項目との対比がなされるだけであり、指摘事項の法的正確性は担保するものではないから、当社が個別具体的に事案を解釈してユーザーに審査結果を提示しているものではなく、法的な意味内容を検討し見解を提示するものではない。当社は多くの「一般的な法律意見」についての集積を基礎に、ユーザーの契約書等にとってより適切な「一般的な法律意見」を AI を用いて機械的かつ自動的に検出する AI 契約審査サービスを提供するものであり、自

然人が自己の判断で個別具体的な法律事件について法律的見解を述べる「鑑定」を行うのとは明らかに異なる処置である。また、ユーザーからのフィードバックの結果を独自テンプレートや法的指摘データとして反映するとしても、これは、具体的な法的事案を抽象化して書式集とするような、出版社等が行う出版公刊物の改訂と何ら変わらないものである。

また、上記 3(2)②(A)(b)、(c)、(e)、(g)及び(i)については、あらかじめユーザー又は第三者が設定した基準を当社の AI を用いて契約書等に表示させているだけであり、当社による法令の適用行為及び解釈行為は介在していない。

上記より、当社の AI 契約審査サービスは「鑑定」には該当しない。

(4) 「その他の法律事務」には、法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいかか、確定した事項を契約書等にする行為のように法律上の効果を保全、明確化する事項の処理も含まれるが、当社のサービスは、一般的に考えられる法的指摘の候補及びユーザーが事前に登録した事項を AI が提示するものであり、その利用そのものによって、法律上の効果を発生、変更する事項の処理や、法律上の効果を保全・明確化する事項の処理ではないため、「その他の法律事務」にも該当しない。

(5) 「他人性」については、当社のサービスは、ユーザーの入力のみに基づいて、あらかじめ定められた結果を返すものであり、独自に判断や鑑定などを提供せず、ユーザーがユーザー自身の法律事務を行うにあたり、その補助を行うだけのもとなり、ユーザーは最終的には自らの判断に基づいて法的指摘等を解釈する。通常の法律相談等においては、相談者が助言者に対して質問をし、助言者がこれに対して助言を行うことにより、助言者が相談者の法律事件に主体的に介入する事態が起こるが、当社の AI 契約審査サービスはあくまでも顧客の道具に過ぎず、当該サービスからの積極的な介入はない以上、顧客の判断の参考とする図書等と何ら変わることはない。上記より、当社の AI 契約審査サービスには「他人性」がない。

(6) 従って、当社の AI 契約審査サービスは③及び④の要件を満たさない。

(7) 以上より、AI 契約審査サービスは弁護士法第 72 条本文に違反しない。